

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第二十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和四年十二月二十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年十二月二十日

埼玉県越谷県土整備事務所長 海老原 正 明

葛飾吉川松伏線	路線名
三郷市彦成二丁目二〇三番二地先から 同市彦成二丁目二〇三番一地先まで	供用開始の区間
令和四年十二月二十日	供用開始の期日
令和四年十二月二十日 付け埼玉県越谷県土整備事務所長告示第二十五号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長四九・九九メートル	備考